

## ペットフードロス削減の推進に向けた取組の連携に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）、公益社団法人愛知県獣医師会（以下「乙」という。）、一般社団法人 Terminal（以下「丙」という。）は、ペットフードロス削減及びその有効活用に関して、相互の協力が可能な分野における連携を推進していくため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、人と動物が共生する社会を目指し、ペットフードロス削減及びその有効活用により、動物愛護を推進するとともにSDGsに資することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の項目について、連携・協力を図るものとする。

- （1） ペットフードロス削減の推進に関すること
- （2） その他、動物愛護の推進に関すること

2 前項の連携・協力に必要な具体的事項に関しては、別途協議を行うこととする。

### （守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た個人情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2027年3月31日までとする。ただし、期間の満了日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

### （変更又は解除）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2026年4月20日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

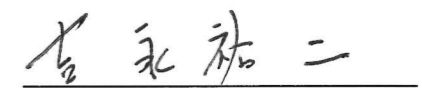
愛知県知事



乙 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

公益社団法人愛知県獣医師会

代表理事



丙 豊田市小坂本町一丁目5番地7

一般社団法人 Terminal

代表理事

